

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和5年3月23日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、あいち県民の日条例の施行に伴い、授業を行わない日を追加するため必要があるからである。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正の概要

1 改正内容

1 1月21日から同月27日において愛知県教育委員会が定める日を授業を行わない日に追加する。

2 改正理由

あいち県民の日の条例施行に伴い、授業を行わない日を追加するため。

3 施行期日

令和5年4月1日

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 あいち県民の日条例（令和四年愛知県条例第五十号）第二条第一項に規定する期間において愛知県教育委員会が定める日

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

新

(休業日)

第三条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

一及び二 略

三 あいち県民の日条例(令和四年愛知県条例第五十号)第二条

第一項に規定する期間において愛知県教育委員会が定める日

四 略

五 略

六 略

2 略

旧

(休業日)

第三条 同上

一及び二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

2 略